

生産者・従業員用（青果・きのこ）

新型コロナウイルス対策マニュアル

<本書の取り扱い>

農林水産省から3月13日付で農業・食品産業分野に関する「新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」が公表されたことから、JAが定める「事業継続計画（BCP）」等に基づき、組合員向け『新型コロナウイルス対策マニュアル』（直売所含む）について作成しました。

生産者・従業員による日常的な感染予防対策や今後の事態に備えて生産者・従業員が的確かつ迅速にご対応頂けるよう、本「対策マニュアル」をご活用下さい。

なお、生産者・従業員の発症情報を入手した場合は、直ちにJAのリスク管理担当部署（総務部・対策本部等）ならびに地元保健所に連絡のうえ、指導を仰ぎ必要な措置を速やかに講じて頂くよう、重ねてお願い致します。

令和2年4月

JA上川中央

1. 新型コロナウイルスとは

■特 徴

- ・発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。感染しても軽症であったり、治る例も多いですが、季節性インフルエンザと比べ、重症化するリスクが高く、重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されています。
特に、高齢者や基礎疾患のある方は重症化しやすいと言われています。
- ・新型コロナウイルスは、空気感染は起きていないと考えられていますが、飛沫感染と接触感染により感染しますので、閉鎖した空間・近距離での多人数の会話等には注意が必要です。
- ・新型コロナウイルスは、熱（70度以上で一定時間）及びアルコール（70%以上、市販の手指消毒用アルコールはこれにあたります）に弱いことがわかっています。

■感染経路

- ・主な感染経路は、飛沫感染と接触感染であると考えられています。
咳やくしゃみによる飛沫とともにウイルスが鼻や口から侵入することやウイルスが付着した手指で目や鼻や口を触ることで感染するケースもあります。
- ・換気の悪い閉鎖的な空間で多人数が長時間滞留した場合は、集団感染のリスクが高くなります。※
- ・2月21日現在、食品（生で喫食する野菜・果実や鮮魚介類を含む。）を介して新型コロナウイルス感染症に感染したとされる事例は報告されていません。
製造、流通、調理、販売等の各段階で、食品取扱者の体調管理やこまめな手洗い、アルコール等による手指の消毒、咳エチケットなど、通常の食中毒予防のために行っている一般的な衛生管理を徹底して実践することが、何より重要です。

※【参考】これまで集団感染が確認された場に共通すること

- ① 換気の悪い密閉空間であった
- ② 多くの人々が密集していた
- ③ 近距離（互いに手を伸ばしたら届く距離）での会話や発声が行われたという3つの条件が同時に重なった場

「新型コロナウイルス感染症対策の見解」（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）（3月9日）

2. JAにおける対策

(1) 基本的スタンス

■事業継続の考え方

- ・農業は国民への『食料の安定供給に重要な役割』を担っています。
JAでは不測の事態が発生した際、感染範囲を最小限に止め、速やかな事業継続する事を基本に考えています。しかし、地域的な流行状況やウイルスの変異、国や自治体からの要請等などの状況変化により出荷停止や臨時休業・時間短縮などが必要な場合は適宜対応します。
生産者の皆様にも予防対策・情報共有等にご協力頂きますようお願い致します。

■必要な対策の実施

- ・JAにおいては、集荷共選施設・器具等に関する感染防止対策に万全を期すとともに、生産者の皆様にも収穫から出荷（直売所の陳列・引取り）までの一連の作業のなかで必要な感染予防対策をお願いします。
従業員も出退勤からの業務にかかる衛生管理と感染予防対策を徹底します。
- ・生産者・従業員の発症情報を入手した場合は、直ちにJAのリスク管理担当部署ならびに地元保健所に連絡し、指導を仰ぎ必要な措置を講じます。
- ・そのため、予め生産者・従業員に対して、本人や家族等が発症した際にもJAへの速やかな連絡をお願いします。

(2) 生産者の対応(主に収穫から出荷)

■情報提供

- ・本マニュアルの配布など取り組み内容を周知します。
- ・集荷共選施設等における掲示、JA広報誌、JAホームページ等を活用して生産者に必要な情報を伝え、感染予防対策等に協力を頂きます。

■日常的な感染予防対策の徹底

- ・生産者も以下の感染予防対策を徹底してください。
 - ①体温の測定と記録
 - ②発熱などの症状がある場合は、JAへの連絡と自宅待機
 - ③37.5℃以上の熱が4日以上継続した場合等は、JAに連絡の上、保健所に問い合わせ
 - ④屋内で作業をする場合は、できる限りマスクを着用。多人数で行う場合等、状況に応じて換気を行う
 - ⑤調整・包装作業所等への入退場時には手洗い、手指の消毒
 - ⑥ドアノブ、手すり等人がよく触れるところは、拭き取り清掃

■生産者向け感染予防の具体策

- 調整・包装作業所等での感染予防策
 - ・通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて特に机、ドアノブ、スイッチ、手すり、テーブル、椅子、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところや、作業用はさみ等の共用する道具の拭き取り清掃をしてください。
 - ・調整・包装作業所等への部外者の立ち入りを最小限にしてください。
 - ・農産物に直接触れるハサミ、手袋、秤、コンテナなどは定期的に清掃し、必要に応じて次亜塩素酸ナトリウムで消毒してください。
- 直売所等での感染予防策
 - ・バックヤード等での商品搬入、包装、バーコード発行、売場での商品陳列、引き取りの際は、できる限りマスクを着用してください。
 - ・店頭での生産者による対面販売は原則禁止しますが、販売する際は、マスクを着用や消毒用アルコールでの手指消毒または使い捨て手袋の使用で感染予防をしてください。

■生産者に症状がある場合の対応

- ・ 次の症状がある場合は、JAならびに地元保健所に相談してください。
 - 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている
 - 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある
- ※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上記の状態が2日程度続く場合
- ・ 最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県に設置され、24時間対応していますので、詳しくは下記のホームページをご覧ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kiko_kusyasessyokusya.html
- ※ マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

※ 現在、感染の流行を早期に終息させるために、クラスター（集団）が次のクラスター（集団）を生み出すことを防止することが極めて重要な時期とされています。

症状があった場合は、窓口・保健所の指示に基づき当該窓口にご相談し、搬入等の対応を検討してください。

■生産者の感染後の対応

- ・ 検査の結果、生産者が陽性（感染者）と診断された場合は、JAは速やかに地元保健所に連絡し、当該施設等として実施すべき事項などについて指導を仰ぎます。保健所が必要と判断した場合には、JAが連携のうえ感染者（生産者）が作業に従事した区域（生産施設、事務室等）や生産機材の消毒を実施します。
- ・ 一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が生産した農産物の搬入の停止や廃棄などの対応をとる必要はないと考えられていますが、地元保健所に確認のうえ対応します。
当該生産者は、感染発覚後の農産物の集荷共選施設や直売所への搬入については、本人に代わる作業要員の確保状況等を勘案したうえ、JAに相談してください。
また、当該生産者が共選出荷している場合は、JA担当部署とも情報共有します。
- ・ 保健所の指示を踏まえ、当該生産者の農産物は当日分まで回収等を行います。
- ・ 感染した生産者は、保健所・医師からの指示・指導により出荷を再開して良いかを確認し、JAに連絡のうえ指示に従って生産者による出荷を再開してください。
- ・ 保健所により、感染者との濃厚接触者※と確認された生産者は、14日間の自宅待機及び健康観察の可能性がありますので、保健所の指導に従ってください。
14日間の自宅待機中に発症がなければ、保健所ならびにJAに連絡のうえ指示に従い生産者による出荷を再開してください。

※【参考】「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」が発病した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・ 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他：手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で、

必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と接触があった者（患者の症状などから患者の感染性を総合的に判断する）

（「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査要領（暫定版）（国立感染症研究所感染症疫学センター令和2年3月12日版）」）

(3) 従業員の対応

■衛生管理と感染予防対策の確実な実行

- ・飛沫感染・従業員同士や生産者・お客さまとの接触による感染を防ぐために、全従業員は感染予防対策を徹底します。
- ・そのため、全従業員を対象に、本「新型コロナウイルス対策マニュアル」を周知し、販売や集荷共選施設等における食品衛生管理と感染予防対策を確実に実行して下さい。

■日常的な感染予防対策の徹底

- ・従業員は以下の感染予防対策を徹底してください。
 - ①体温の測定と記録
 - ②発熱などの症状がある場合は、JAへの連絡と自宅待機
 - ③37.5℃以上の熱が4日以上継続した場合等は、店長に連絡の上、保健所に問い合わせ
- ・従業員から診断結果等の報告を速やかに受ける体制を構築します。
- ・施設内では、手洗いなど次に掲げる感染予防策を徹底してください。
 - ①出勤時やトイレ使用后、作業場への入場時の手洗い、手指の消毒
 - ②できる限りマスクを着用、咳エチケットの徹底
 - ③通常の清掃に加え、水と洗剤を用いて人がよく触れるところを拭き取り清掃

■従業員向け感染予防の具体策

- ・出勤後すみやかに、手洗い、うがいをします。帰宅後も同様。
- ・事務所等に入るときは、消毒用アルコールで手指を手洗い・手指の消毒をします。
- ・事務所等では、できる限りマスクを着用します。
- ・業務中の清掃作業(風除室・トイレ・荷捌き室等)では、マスクを着用します。
- ・集荷共選施設等では、消毒用アルコールによる手指消毒、マスク着用、使い捨て手袋のほか、設備・器具類の定期清掃・消毒をします。
- ・多数の生産者やお客さまが接触する設備・器具類(荷捌き作業台・バーコード発行機・販売台・レジ台・サッカー台・買物カゴ等)は、直売所閉店後に清掃・消毒します。
- ・直売所では空気が滞留しないように定期的に換気を行います。
- ・イベント等は原則禁止とします。
- ・直売所のレジ担当者は、適宜手指のアルコール消毒を行います。

※事務所等とはJA会館や直売所などを含みます。

■従業員に症状がある場合の対応

- ・ 次の症状がある場合はＪＡならびに地元保健所に相談してください。
 - 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている
 - 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある
- ※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合
- ・ 最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県に設置され、24時間対応していますので、詳しくは下記のホームページをご覧ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kiko-kusyasessyokusya.html
- ※ マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

※現在、感染の流行を早期に終息させるために、クラスター（集団）が次のクラスター（集団）を生み出すことを防止することが極めて重要な時期とされています。

症状がある場合は、当該窓口に相談し、窓口の指示に基づき欠勤等の対応を行ってください。

■従業員の感染後の対応

- ・ 検査の結果、従業員が陽性（感染者）の場合、速やかに地元保健所およびＪＡのリスク管理担当部署に連絡し、当該施設等として実施すべき事項などについて指導を仰ぎます。
- ・ 保健所が必要と判断した場合には、当該施設等は感染者が勤務した区域（集荷共選施設・直売所・冷蔵庫・事務室等）の消毒を実施します。
- ・ その他の従業員にはマスク着用のほか、手洗い・手指の消毒を改めて徹底します。
- ・ 感染者が発生した集荷共選施設や直売所等は、営業停止や農産物廃棄などの対応をとる必要はないと考えられていますが、地元保健所に確認のうえ対応します。
ただし、保健所の指導により消毒を行う時は、臨時休業または営業時間短縮をする場合があります。
- ・ 感染した従業員は、保健所・医師からの指示・指導により通常生活に復帰できることを確認したら、ＪＡにその旨を連絡のうえ指示に従って出勤してください。
- ・ 保健所により、感染者との濃厚接触者※と確認された従業員は、14日間の自宅待機及び健康観察の可能性がありますので、保健所の指導に従ってください。
14日間の自宅待機中に発症がなければ、保健所ならびにＪＡに連絡のうえ指示に従い出勤してください。

■場所別に配備するもの

- ・ 集荷共選施設・・・手指消毒液、マスク、使い捨て手袋・次亜塩素酸消毒液
- ・ 直売所・・・・・・手指消毒液、マスク、使い捨て手袋、次亜塩素酸消毒液

(4) 直売所等のお客さまへの対応

■情報提供

- ・新型コロナウイルス感染症の感染経路や感染予防に関する正しい情報を伝え、お客さまにも感染予防対策のうえ、店舗にご来店して頂く必要があります。
- ・そのため、店頭掲示・JAホームページ等を活用して、的確な情報を発信します。

情報例①) 新型コロナウイルスの特徴

- ・食品そのもので新型コロナウイルス感染症に感染したとされる報告はありません。
- ・コロナウイルスは熱（70度以上で一定時間）及びアルコール（70%以上、市販の手指消毒用アルコールはこれにあたります）に弱いことがわかっています。

情報例②) お客さまへのお願い

- ・お客様ご自身の感染予防のため、ご来店時のマスクの着用と手指の消毒のご協力をお願い致します。
- ・発熱・咳などの疑わしい症状が出た方、37.5度以上の発熱が4日以上（高齢者等は2日程度）等、国が定める条件に当てはまる症状が出た方は地元保健所やかかりつけ医に連絡し、ご来店をお控えください。

※保存適性が高い食品（缶詰・レトルト・冷凍食品・乾麺・飲料水等）の需要が増加することから、陳列量および在庫量の確保が必要です。

また、適度な在庫があることを前提に、お客様に冷静な行動の呼びかけを行うことも重要です。

情報例③) イベント内容の変更・中止

- ・イベント等は原則禁止とする。

！ 感染症対策へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

① 手洗い

正しい手の洗い方

手洗いの前に
・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



手の甲をのぼすようにこすります。



指先・爪の間を念入りにこすります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗います。



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

② 咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



何もせずに咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを手でおさえる



マスクを着用する（口・鼻を覆う）

ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を確実に覆う



2 ゴムひもを耳にかける



3 隙間がないよう鼻まで覆う



厚労省 検索



新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために



感染拡大を防ぐために

国内では、散発的に小規模に複数の患者が発生している例がみられます。この段階では、濃厚接触者を中心に感染経路を追跡調査することにより感染拡大を防ぎます。

今重要なのは、今後の国内での感染の拡大を最小限に抑えるため、

小規模な患者の集団（クラスター）が次の集団を生み出すことの防止です。

<感染経路の特徴>

※「小規模患者クラスター」とは
感染経路が追えている数人から数十人規模の患者の集団のことです。

- ◆ これまでに国内で感染が明らかになった方のうちの8割の方は、他の人に感染させていません。
- ◆ 一方、スポーツジム、屋形船、ビュッフェスタイルの会食、雀荘、スキーのゲストハウス、密閉された仮設テントなどでは、一人の感染者が複数に感染させた事例が報告されています。

このように、集団感染の共通点は、特に、

「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」です。

国民の皆さまへのお願い

- ◇ **換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けて**ください。
- ◇ イベントを開催する方々は、風通しの悪い空間や、人が至近距離で会話する環境は、感染リスクが高いことから、その規模の大小にかかわらず、その開催の必要性について検討するとともに、開催する場合には、**風通しの悪い空間をなるべく作らない**など、イベントの実施方法を工夫してください。

これらの知見は、今後の疫学情報や研究により変わる可能性があります。現時点で最善と考えられる注意事項をまとめたものです。

厚生労働省では、クラスターが発生した自治体と連携して、クラスター発生の早期探知、専門家チームの派遣、データの収集分析と対応策の検討などを行っていくため、国内の感染症の専門家で構成される「クラスター対策班」を設置し、各地の支援に取り組んでいます。

【参考資料】

- ①農林水産省：農業における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関するガイドライン（令和2年3月13日）
- ②農林水産省：食品産業事業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関するガイドライン（令和2年3月13日）
- ③農林水産省：事業継続計画 策定のイメージと解説【小売業】（2009年）
- ④厚生労働省：新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日）
- ⑤厚生労働省：新型コロナウイルスに関するQ&A
- ⑥首相官邸：新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～